

第18号議案

文京区立学校における行政情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和7年2月5日

提 出 者 文 京 区 教 育 委 員 会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会訓令第 号

文京区立幼稚園

文京区立小学校

文京区立中学校

文京区立学校における行政情報の管理に関する規程（平成三十一年教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年二月 日

文京区教育委員会

第一条第一項中「中学校」の下に「並びに文京区立幼稚園型認定こども園条例（令和六年九月文京区条例第三十三号）に規定する幼稚園型認定こども園」を加える。

付 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

文京区立学校における行政情報の管理に関する規程（平成三十一年教育委員会訓令第一号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(趣旨) 第一条 この規程は、文京区立学校設置条例(昭和三十四年四月文京区条例第十三号)に規定する幼稚園、小学校及び中学校並びに<u>文京区立幼稚園型認定こども園条例（令和六年九月文京区条例第三十三号）に規定する幼稚園型認定こども園</u>(以下「学校」という。)における文京区情報公開条例(平成十二年三月文京区条例第四号。以下「情報公開条例」という。)第二条第二項に規定する行政情報の取扱いに関し、統一的な管理基準を定めることにより、適切な文書管理を行うことを目的とする。 2 （略） 第二条～第三十七条 （略） <u>付 則</u> <u>この訓令は、令和七年四月一日から施行する。</u>	(趣旨) 第一条 この規程は、文京区立学校設置条例(昭和三十四年四月文京区条例第十三号)に規定する幼稚園、小学校及び中学校(以下「学校」という。)における文京区情報公開条例(平成十二年三月文京区条例第四号。以下「情報公開条例」という。)第二条第二項に規定する行政情報の取扱いに関し、統一的な管理基準を定めることにより、適切な文書管理を行うことを目的とする。 2 （略） 第二条～第三十七条 （略）